



Unbundling Competition

第6回：アジア企業による対ヨーロッパ投資の 審査 – 外国政府補助金に関する欧州委員会 のホワイトペーパー

本エピソードでは、当事務所のアジア競争法部門を統括する、香港オフィスのパートナー、Adelaide Luke (アデレイド・ルーク) と、当事務所のヨーロッパ・中東・アフリカ競争法部門を統括する、ブリュッセルオフィスのマネージングパートナー、Kyriakos Fountoukakos (キリアコス・フントカコス) が、欧州委員会が先頃公表した「外国政府の補助金に対する公正な競争環境の確保に関するホワイトペーパー」(以下、「ホワイトペーパー」) 及びEUでビジネスを行うアジア企業への影響について解説します。

ホワイトペーパーは、欧州委員会や各EU加盟国が、EU域内への外国投資の審査を厳格化している最中に公表されました。(EU加盟国政府が企業に交付する補助金を規制

する) EU国家援助規則 (EU State Aid rules) とは異なり、欧州委員会には現在、外国政府又は関連公共団体による補助金がEU市場の競争に及ぼす影響を審査し規制する権限がありません。ホワイトペーパーでは、欧州委員会が「公正な競争環境を確保」し、EU域内外の企業が同じように公正かつ対等に実力に基づいた競争を展開できるよう、幾つかのオプションが検討されています。

この目的のために、ホワイトペーパーでは3つの「モジュール」(措置) が検討されています。モジュール1では、既にEU域内市場に影響を及ぼしている可能性のある外国政府補助金を、欧州委員会が審査できるような一般的な方策を提案しています。2段階の分析フレームワークから構成されている当該案では、欧州委員会は先ず、直接輸出金融から無制限の政府保証に及ぶ幅広い種類の措置を含む外国政府「補助金」を特定します。そして次に、当該補助金による歪曲効果の有無を審査し、その存在が明らかになった場合には、それを是正する補償金の支払いや行動/構造の是正が課せられます。

モジュール2及び3では、事前の届出制度の導入が提案されています。モジュール2では、EU企業との合併又は買収を支援するために非EU加盟国から政府補助金を受給している企業に対し、関連取引の完了前に当該補助金を届出することを求めています。これは既存のEU企業結合届出体制と似ていて、

企業結合届出とは別に並行して運用されません。ただし、非支配持分などの取得にも届出が必要となるため、適用範囲はより広範になります。同じように、モジュール3では、EUの公共調達に参加する又はEUの公的資金を申請する外国政府補助金の受給者に対し、事前の届出を義務づけることが提案されています。

モジュール2(そして、恐らくモジュール3も) に基づく届出義務は、今までよりかなり低い水準(政府補助金の金額はわずか20万ユーロ)でも発動され、対象期間も拡大され、取引の3年前から1年後の期間内に受給する政府補助金に適用されます。そのため、外国政府補助金の届出義務は、企業結合の届出義務が生じない場合(又はEU加盟国でのみ生じる場合)でも必要となる可能性があるため、欧州の取引を検討する際には今後考慮すべき事項となるでしょう。

今のところ、ホワイトペーパーで提示されているこれらの措置はあくまでも提案ですが、アジアの一部の国々では多くの企業が準公共企業であったり公共団体から支援を受けているので、制度化されればアジアの企業に大きな影響が及ぶ可能性があります。したがって、これら提案の動向を今後も注意深く見守るの必要があり、事前に対策を考えておくことをお勧めします。

